

公社造林契約地における間伐材の利用について

(公社) 島根県林業公社 2021.7

1. 林業公社における間伐事業について

林業公社では、契約森林の健全な育成と主伐時における収益の増大を図るため、除伐や間伐などの保育作業を行っています。この内、間伐は成長して混みすぎた造林木を適正な密度で管理するために行う間引き作業で、保育を主目的として実施する保育間伐と間伐した材の利用も併せて行う利用間伐があります。

保育間伐は、林齢が若く造林木が比較的細い時期に行うもので、伐採した木は利用せずに林内に存置します。

一方、比較的造林木が大きくなった時期に行う利用間伐は、間伐作業を行った後に利用できる間伐材を搬出し、資源の有効活用による販売収益を得ようとするものです。

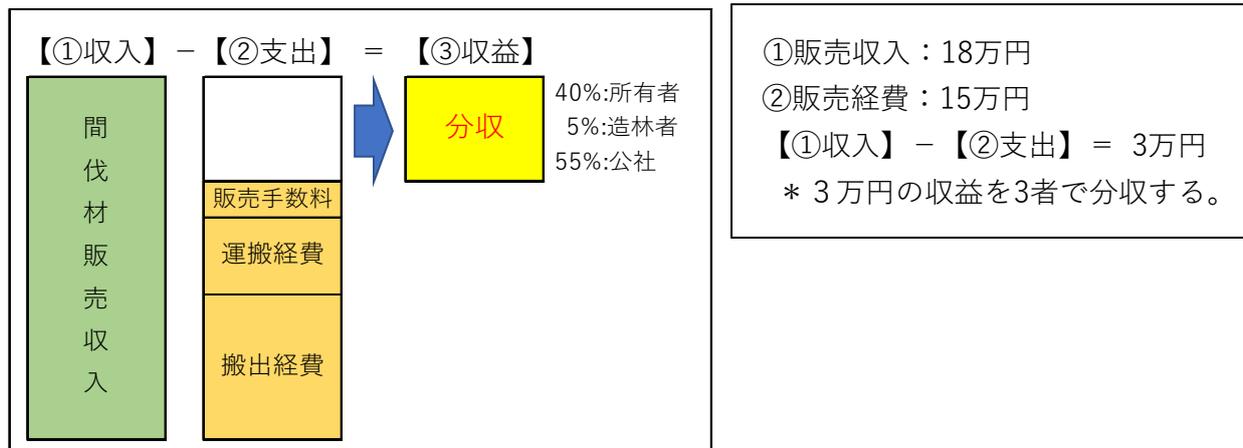
2. 利用間伐の収支と収益分収について

間伐材の販売収入から販売経費（搬出・運搬費、販売手数料等）を差し引いた上で、収益が発生した場合には、契約者の方へ分収金の支払いを行います。

しかし、すべての事業地において収益が発生するものではありません。

◇利用間伐の収支

◇収益分収の参考例（30m³/ha当たり）



*間伐(伐採)費用は、保育経費として公社が負担するため支出に含まない。

3. 積極的に利用間伐を実施する目的について

利用間伐の実施にあたっては搬出と販売に係る費用以外にも、搬出用の作業路を整備したり、搬出した木材を集積する場所を整備する費用がかかるため、大きな収益が期待できるわけではありません。それでも利用間伐を積極的に実施するのは、次のようなメリットがあるからです。

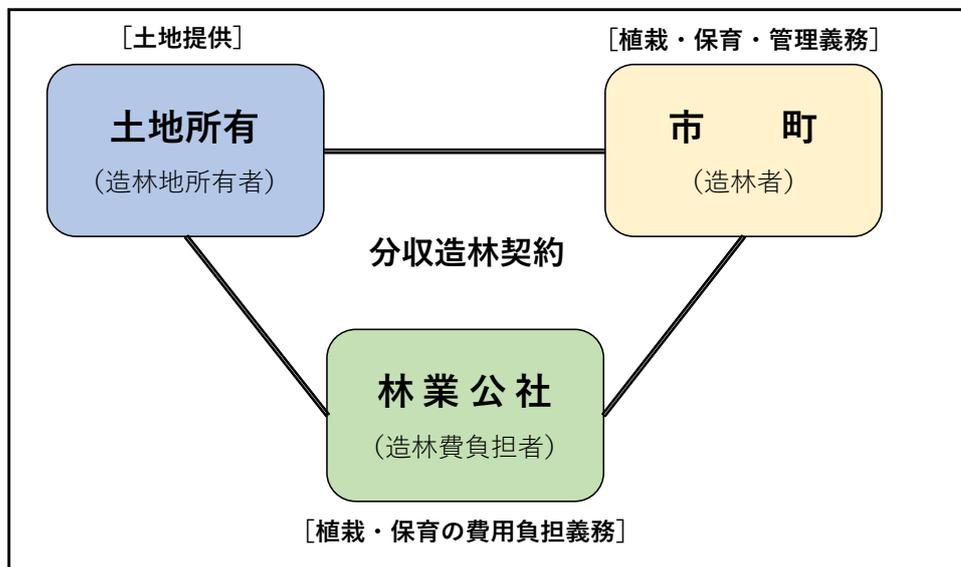
◇間伐材を搬出するために整備した作業路は、主伐時の収益性向上と跡地植栽の効率的な作業にも活用できる。

◇間伐材を林地外に持ち出すことにより、放置材に起因する病害虫の発生を抑制し、材質劣化による材価の低下を防止できる。

4. 参 考

(1) 分収林制度

◇ 森林の「土地所有者」、植栽・保育を行う「造林者(市町)」、森林造成に必要な経費を負担する「費用負担者(林業公社)」の3者が、森林の造成整備を行うための契約を結び、育成した造林木の伐採時に得られる収益を契約で定めた分収割合で分け合う制度です。

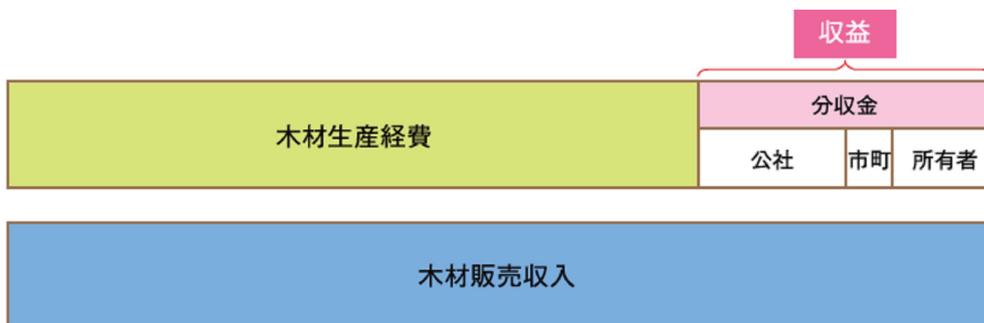


(2) 契約で定めた収益分収の割合

契約年度	3者契約			2者契約(市町有林・県有林)	
	造林地所有者	市町	林業公社	造林地所有者	林業公社
昭和40年度～平成元年度	40	5	55	40	60
平成2年度～平成11年度	35	3	62	35	65
平成12年度以降	30	5	65		

(3) 収益分収の方法

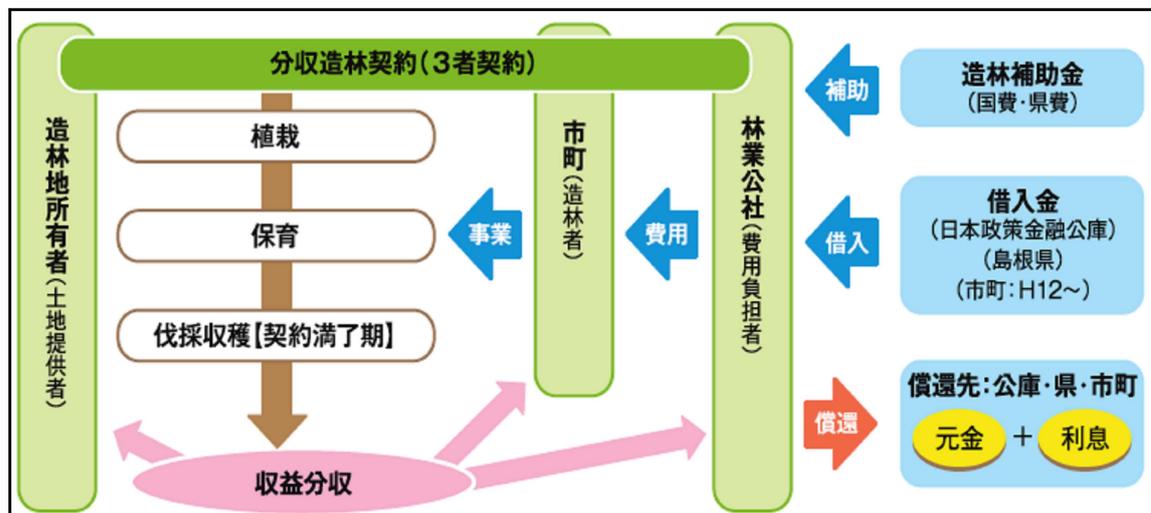
◇ 収益の分収は、木材販売収入から木材生産経費（伐採・搬出・販売経費など）を差し引いた額「収益」について、分収造林契約書に定めた収益分収の割合に応じて分配します。



〈* 利用間伐の伐採経費は、保育経費として公社が負担するため支出に含まない〉

(4) 3者契約と資金の流れ

◇ 分収造林契約に基づき実施する「植栽と保育及び作業道の開設」等に係る費用は、費用負担者である林業公社が補助金と借入金により賄います。また、将来の木材販売によって得られる公社自身の分収金収入によって、借入金の元金と利息を返済する制度設計となっています。



◇借入金の現状 (令和2年度末現在)

・日本政策金融公庫	169 億円
・島根県	376 億円
・市町	0.3 億円
合計	545 億円

(5) 補助金収入の取り扱い

◇ 公社が実施する森林整備事業(植栽や間伐)に対して国や県から交付される補助金は、事業実施に必要な借入金を縮減し公社経営の持続的遂行を図るための事業収入であり、分収金の対象とする収益ではありません。したがって、木材生産に伴う補助金についても、分収金の対象とするものではありません。

【分収造林契約抜粋】

(収益の分収方法)

第25条 収益の分収は、造林木の売払代金からその売払に要した費用を控除した額について行う。